

メットライフ生命によるパワハラ・ロックアウト解雇を許さない！

平松健二さんの不当解雇撤回裁判支援ニュース NO.7

2020年11月

twitter @hiramatsu_shien

発行：平松健二さんの不当解雇撤回裁判を支援する千葉の会

連絡先 090-6314-8022 (勝尾)

11月11日、第5回弁論期日、22名傍聴参加で、満席！ ご支援、ありがとうございました。

今回は裁判傍聴前に初めて裁判所前で、横断幕とのぼり旗を掲げて、支援する会のニュースの配布を行いました。お昼休みだったこともあって、20分ほどで70枚以上の配布ができ、中々の反応でした。

裁判の傍聴では、平松さんが、解雇される前からアドバイスしてもらっていた、NPO 法人「労働者を守る会」の皆さんや、公共一般委員長の齋藤さん、千葉県医労連の N さん、地元花見川区の皆さんを含めて 22 人ととなり、傍聴席も満席となり、本当にありがとうございました。

午後 1 時から始まった裁判では原告、被告双方の主張について裁判長から論点整理がされましたが、解雇理由とされた代理店からの相談への回答や、その内容の要点を記入する社内システム(MACSS=マックス)への記入ミスについては、とても解雇の理由になり得ないことは明らかです。

今泉弁護士が述べたように、2000件を超える代理店への回答の中に、30件ほどの不正確なものがあつたからといって、それが解雇になるような話ではありません。マックスについては、あくまでも備忘録として使われているものであり、書き方について明確なルールや規定があつたわけではありません。

もうひとつの争点である降格に伴う賃金減額については、まともな規定がなく、被告側からは、「労使慣行で行われていた」とひどい主張がなされました。これも、どちらに道理があるかは、明白です。



第6回弁論期日・裁判傍聴支援をお願いします！

1月8日(金)10時半～、東京地裁527号法廷

今回の弁論期日では、前回で双方の主張が出そろい、相違点の検証が具体的に行われます。

この裁判は、平松さんが、勤務していた代理店サポート支社で、会社は平松さんが行った、2,952件(平均40件/日)の代理店からの問い合わせ、連絡の電話の対話内容を真後ろの席で聞いて、マックス(対話内容の要点を入力する備忘録)との違いを事細かく、メールで指摘・指導を毎日執拗に行い、平松さんを精神的に追い詰めて退職勧奨を行い、最後はロックアウト解雇した会社の行為を断罪する裁判です。傍聴席は「三密」対策で、16席しかありません。多数の傍聴が公正な裁判を進める大きな力になります。是非多くの方の傍聴をお願いいたします。

◎当日のご案内

・新検見川駅集合：8時40分 駅売店前

新検見川駅発：8時47分発(幕張発8時49分)→西船橋で東西線乗換→茅場町で乗換→霞が関到着(9時49分) *直行の方は、10時20分、地裁ロビー集合

・地裁前ピラマキ。10時00分～20分、霞が関駅①番 地上出口集合。

12.3(水)全労連・東京地評争議支援総行動に参加しよう!

- ・すべての争議の早期全面解決を!・裁判所・労働委員会は公正な判断を行え!
- ・新型コロナによる解雇・被害を補償しろ!憲法を職場とくらしに活かそう!

7月8日、9月15日に行われた総行動に続き、12月3日に上記スローガンで総行動が行われます。今回は23の争議団が参加し、各争議団の社前集会を開催し、争議を早く解決するよう争議団が結集してアピールするものです。平松健二さんをロックアウト解雇したメットライフ生命への抗議行動は、下記参照。私たちの結成集会に参加し、解雇撤回闘争の勝利経験を話していただいた、日本IBM(株)への社前集会は、12:30~13:00で行われます。早期に争議解決のため多くの方々の参加を宜しくお願いします。



メットライフ生命の社前抗議集会

*12月3日(水)13:50~14:15

*場所 メットライフ生命 代理店サポート支社前
(墨田区錦糸1-2-4)

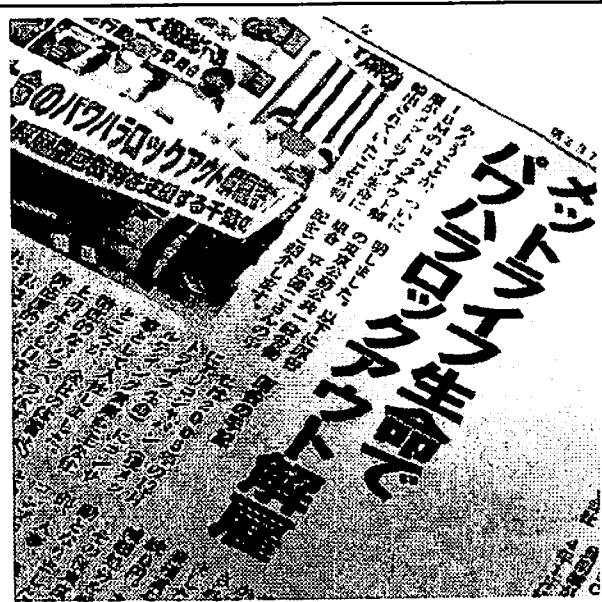
JR 錦糸町駅、北口下車左へ、徒歩約5分、
東武ホテル・レバント東京の先

← 9月15日、メットライフ生命 社前抗議集会

平松さん裁判の経過

- 2019年10月18日 メットライフ生命の不当解雇提訴
- 2019年12月12日 第1回弁論期日
- 2020年1月30日 第2回弁論期日
- 2020年3月12日 第3回弁論期日
- 2020年9月30日 第4回弁論期日
- 2020年11月11日 第5回弁論期日

日本IBM 労組の機関紙「かいな」11月2日号に
平松さんの「手記」が掲載されました。 →



「支援する会」への入会のお願い

不当解雇撤回裁判に勝利するためには、多くの支援が必要です。裁判傍聴や集会の開催、宣伝物の作製、裁判長への要請ハガキの取り組みなど、費用もかかります。“数は力です”多くの方の入会をお願いします。現在114名に到達しましたが、支援する会が大きくなるのが勝利につながりますので宜しくお願いします。

問い合わせ先:090-6314-8022(勝尾) FAX:043-305-4923(寺尾事務所)

平松健二さん不当解雇撤回裁判を支援する千葉の会 入会申込書 202 年 月 日

氏名		連絡先	TEL: FAX:
住所		メールアドレス	

個人年会費:1,000円(団体年会費:3,000円)を添えて申し込みます。